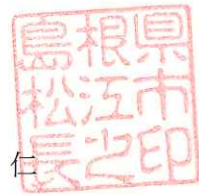


松江市告示 第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）公園の変更
3・4・1号 松江湖畔公園

2 都市計画を定める土地の区域

（変更する部分）松江市千鳥町外

3 都市計画の図書の縦覧場所

松江市都市整備部公園緑地課